

新潟空港二次交通整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新潟空港（以下「空港」という。）と、県内の交通結節点、観光地等とのアクセスや二次交通の整備を促進することで、空港利用者の利便性を向上し、もって空港利用者の増加を図るため、知事が適当と認める者が行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準等)

第2条 この補助金は、別表に掲げる基準等により交付するものとする。

(交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（経費の20%を超えない範囲での変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (6) この補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (7) 補助対象者が、新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱（平成23年8月1日制定）第5条に定める排除対象者のいずれにも該当しないこと。

(交付申請書)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、次の書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) その他参考となる書類

2 前項の申請書を提出するに当たって、各補助対象者について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない補助対象者については、この限りではない。

(変更の承認申請)

第5条 第3条第1号又は同条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業内容変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の中止の承認申請)

第6条 第3条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止承認申請書を、事業を中止しようとする日の10日前までに提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第7条 第3条第4号の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難になった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知書を受理した日から起算して14日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定による報告は、知事が必要と認めて指示したときに、当該指示に係る状況報告書を作成し、知事に提出して行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書(別記第6号様式)

(2) その他参考となる書類

3 規則第12条の規定による実績報告書の提出の時期は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

4 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 第4条第2項ただし書きにより交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後

において、消費税等の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した補助対象者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（規則第13条の規定による確定をいう。）の日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第5条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、報告した者に通知する。

2 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額又は補助金交付決定額のうち、いずれか低い額により行うものとする。ただし、別表の経費区分「運行経費」については、同表で定める「運行経費の補助経費算定方法」により算定された額とする。

（補助金の概算払い）

第12条 知事は、必要と認めるときは、補助金を概算払いで交付することができる。この場合、事業実施済みの経費を対象とする。

2 補助金の概算払いを受けようとする者は、別記第8号様式を知事に提出しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

事業名	新潟空港二次交通整備支援事業
補助対象者	以下のいずれかに該当すること。 (1) 新潟県内の交通事業者 (2) 新潟県内の市町村、観光協会、商工会議所、商工会、特定非営利活動法人、民間事業者及びこれらを主な構成員として構成された協議会等の団体並びにその他知事が適当と認める者
補助対象事業	空港と、県内の交通結節点、観光地等との間における二次交通等の整備を促進することで、空港利用者の利便性を向上し、もって空港利用者の増加を図るため、上記補助対象者が行う事業で、次の全ての要件を満たすものとする。 (1) 空港と県内の交通結節点、観光地等との間を結ぶ、道路運送法に定める一般旅客自動車運送事業であること（目的地や運行時刻を定めていないもの及び旅行会社や宿泊施設等が行う、専ら自らの顧客を対象とするものを除く。） (2) 運行する路線は、県内で完結するものであること。 (3) 毎年10月1日までに運行が開始され、かつ、概ね3か月以上の間、運行体制が継続されるものであること。 (4) 本補助事業の期間が終了した後も、自主的に事業を継続する意思を持ち、利用者増加に向け、広報活動や利用者アンケート等に自ら取り組む意思があること。 (5) 国及び県（県を構成員とする団体及び県出資法人等を含む。）が実施する他の補助事業等の対象となっていないこと。
補助対象経費	1 運行経費 一運行あたりの運行経費に実運行便数を乗じた額から、補助事業の期間内に得た運賃収入を差し引いた所要額 2 広告費 路線の周知等の利用促進に必要な広告に係る所要額 3 事務費 補助事業の実施に必要な事務に係る所要額
補助金交付額及び補助率	補助基準額に次の補助率を乗じて得た金額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。 補助率 1/2

別記第1号様式

平成 年 月 日

新潟県知事

様

住 所
名 称
代表者氏名

印

平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額
金 円

2 添付書類
(1) 事業計画書 (別記第2号様式)
(2) その他参考となる書類

事業計画書

(1) 事業目的等

1 対象地域	
2 事業目的	
3 運行開始までのスケジュール	<p>※ 道路運送法に係る許可については、北陸信越運輸局へ提出した申請書の写し(許可取得済みの場合は、申請書及び許可書の写し)を添付すること。</p>
4 実施体制	<p>※ 本事業の実施体制について、構成団体や役割分担、意思決定系統、費用負担等が分かるように模式図等で示すこと。</p> <p>※ 構成団体毎に、法人は、その役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者、法人以外の団体(市町村、特定の公共的団体等を除く)は、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者の、「役職」、「氏名(フリガナ)」、「生年月日」、「住所」を記載した一覧表を添付すること。</p>
5 周知体制及び利用者動態の把握	
6 将来の自主運行へ向けたビジョン	

(2) 運行計画

1 運行概要	(1) 運行期間 (2) 運行経路及び運行ダイヤ (3) 運行便数 (4) 運行日
2 事前予約の有無	
3 利用者からの問合せ窓口、当日の受入体制	(1) 利用者からの問合せ窓口 (2) 当日の受入体制
4 航空機遅延の場合の措置	

(3) 収支計画

1 1 運行当りの運行経費	A 円/便 ※ 積算根拠又は見積書等を添付すること。
2 総運行本数	B 便 (平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(○)まで)
3 1人当り運賃	大人(中学生以上) C 円/人 小人(小学生) D 円/人
4 運賃設定の考え方	※ 他の公共交通機関を利用した場合の料金、所要時間、乗換回数等を交えて、運賃設定の考え方を整理すること。
5 収支見込み	E 円 (=A×B-C×G) 平均利用者数 F人/便 ※大人換算 合計利用者数 G人 (=F×B)

(4) 経費の配分

1 運行経費	円 ※ (3) 5のEに、1/2を乗じた額 ※ 消費税の取り扱いに注意すること。
2 広告費	円 【内訳】 ※ 広告費総額に、1/2を乗じた額 ※ 消費税の取り扱いに注意すること。 ※ 広告費と事務費の合計額は400千円以内（総額）とすること。
3 事務費	円 【内訳】 ※ 事務費総額に、1/2を乗じた額 ※ 消費税の取り扱いに注意すること。 ※ 広告費と事務費の合計額は400千円以内（総額）とすること。

(注) 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加して作成すること。

別記第3号様式

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業内容変更承認申請書

平成 年 月 日付け空第 号で交付決定のあった平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業について、下記のとおり事業内容を変更したいので、新潟空港二次交通整備支援事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）（変更前後の内容が分かるように記載すること。）
- (2) その他参考となる書類

別記第4号様式

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業中止承認申請書

平成 年 月 日付け空第 号で交付決定のあった平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業について、下記のとおり中止したいので、新潟空港二次交通整備支援事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 中止の理由

2 中止の期日

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業実績報告書

平成 年 月 日付け空第 号で交付決定のあった平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業について、下記のとおり実施したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び実績額

交付決定額 金	円
実 績 額 金	円

2 添付書類

- (1) 事業報告書 (別記第6号様式)
- (2) その他参考となる書類

別記第6号様式

平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業
事業報告書

事業名	
事業概要及び実績	
実績額の算出根拠	
事業実施により得た課題とその解決の方向性	
担当者連絡先	担当者氏名 電 話 ファックス 電子メール

(注) 1 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加して作成すること。

2 必要に応じて参考となる書類を別紙で添付すること。

新潟県知事

様

住 所

名 称

代表者氏名

印

平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け空第 号で交付決定のあった平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業について、新潟空港二次交通整備支援事業補助金交付要綱第11条第5項の規定により報告します。

記

- 1 新潟県補助金等交付規則第13条の規定による補助金の額の確定額 金 円
(平成 年 月 日付け空第 号による補助金の額の確定額)
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2) 金 円
(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を事業実施主体別に添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
 - ・ 事業実施主体の消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
 - ・ 事業実施主体の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・ 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
 - ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合の状況
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合の理由
(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
 - ・ 事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・ 事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
 - ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け空第 号で補助金交付決定の通知があった平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

補助事業に 要する経費	交付決定額	既受領額	今回請求額 (月末現在)		残高	事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高			
円	円	円	円	%	円		

(注) 上記金額の根拠 (集計表及び個別票) を添付すること。